

堺市総合計画「堺 21 世紀・未来デザイン」
前期基本計画の検証について

企 画 部

はじめに

本市では、平成13年2月に市民と行政がともに、新しい時代に向けて、新しい考え方のもとつき、新しい堺を創造していくための長期的な指針となる堺21世紀・未来デザインを策定しました。

このたび、堺21世紀・未来デザインの前期基本計画の計画期間（平成13年度から平成22年度）の終了を迎えるにあたり、これまでの取り組みの成果や残された課題を明らかにし、今後のまちづくりに活かしていくため、計画に位置づけられた事業等の実施状況の検証を行いました。

検証に際しては、これまでの取り組みや成果について、「施策の必要性の有無」や「事業推進手法の妥当性」などの視点から評価を行い、その評価に基づいて「今後の課題」を抽出しました。本資料は、この結果をとりまとめたものです。

この中で明らかになった「今後の課題」については、現在策定している、今後のまちづくりの基本的な方向性と取り組みを示す計画である「堺市マスタープラン」の、「現状と課題」や「施策展開の方向性」などに反映しております。

今後、「堺市マスタープラン」に基づいて具体的な事業を推進していくことにより、これらの課題の解決を図り、「未来へ飛躍する自由・自治都市」の実現に挑戦していきます。

平成23年1月

○目次

□総論

1 将来人口フレーム	1
2 都市空間形成計画	3
1 都市構造	3
(1) 都市拠点	
(2) 地域生活拠点	
(3) 都市軸	
2 自然環境と歴史文化の構造	6
(1) 環境共生エリア	
(2) 歴史文化エリア	
(3) 環境系	
3 計画推進のための行政運営	8
1 市民本位の行政運営	8
(1) 市民視点の総合行政の推進	
(2) 行政評価機能の強化	
(3) 市民が利用しやすい組織づくり	
2 効果的かつ効率的な行政運営	9
(1) 計画行政の推進	
(2) 行政情報化の推進	
(3) 効率的な組織づくり	
(4) 職員の能力開発	
(5) 財政運営の健全化	
(6) 事務の効率化と行政コストの削減	
3 広域行政の推進及び政令指定都市への移行	11
(1) 広域行政・都市間連携の推進	
(2) 地方分権の推進	
(3) 政令指定都市への移行	

□分野別計画

第1部

ひとが輝く市民主体のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第1章 人権尊重と世界平和への貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第1節 すべての人が尊重される社会づくり

第2節 男女共同参画社会の実現

第3節 世界平和への貢献

第2章 子どもたちがいきいきと成長する環境づくり・・・・・・・・・・16

第1節 伸びやかな子どもを育てる教育の推進

第2節 青少年の健全育成

第3章 生きがいのある心豊かな生活づくり・・・・・・・・・・・・・・・・20

第1節 生涯学習社会の形成

第2節 豊かな市民文化の創造

第3節 生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興

第4章 ともにすすめるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

第1節 市民の主体的な地域社会づくりの推進

第2節 市民とすすめる市政の確立

第2部

健やかにくらすやすらぎのまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

第1章 ふれあいと支えあいの地域社会づくり・・・・・・・・・・29

第1節 支えあいのコミュニティづくり

第2節 高齢者、障害者の自立と社会参加の支援

第3節 社会保障の充実

第2章 いきいきとした生涯健康づくり・・・・・・・・・・・・・・・・33

第1節 生涯にわたる市民の健康づくり

第2節 医療提供体制の整備

第3章 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり・・・・・・・・・・36

第1節 子育て支援の体制づくり

第2節 保護・援助を必要とする子どもへの支援

第4章 やすらぎを感じる快適な居住環境づくり・・・・・・・・・・39

第1節 安心してくらす快適な住宅・住環境づくり

第2節 身近なまちの緑づくり

第3節 市民生活を支える都市基盤の整備

第5章 安全で安心できる地域社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・43

第1節 災害に強いまちづくり

第2節 安全にくらす地域社会づくり

第3節 生活環境衛生の向上

第4節 安心な消費生活の確立

第6章 環境共生・循環型の地域社会づくり・・・・・・・・・・47

第1節 環境保全活動への参加と協働

第2節 環境汚染の防止と生活環境の保全

第3節 廃棄物の発生抑制と適正管理

第3部

個性がいきづくつどいのまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

第1章 個性豊かな都市空間の創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

第1節 文化的な都市空間の形成

第2節 水、緑が調和した都市空間の形成

第2章 にぎわいと活力を生み出す市街地の整備・・・・・・・・・・53

第1節 市街地の計画的な整備

第2節 都心の活性化と新都心の形成

第3章 都市の活力を生む多彩な交流の創出・・・・・・・・・・58

第1節 国際性豊かなまちづくり

第2節 交流が広がる高度情報社会づくり

第3節 観光・コンベンションの振興

第4節 総合的な交通基盤の整備

第4部

次代をひらく産業躍動のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・64

第1章 地域経済を支える産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・64

第1節 工業の振興

第2節 中小企業の振興

第3節 次代を担う産業の創出

第4節 環境共生型の産業活動の振興

第2章 市民生活を支援する産業の振興・・・・・・・・・・69

第1節 商業・サービス業の振興

第2節 農業・漁業の振興

第3章 いきいきとした勤労者生活の実現・・・・・・・・・・73

第1節 多様な就業機会の拡大

第2節 勤労者福祉の増進

□ 総論

「1 将来人口フレーム」

【「堺 21 世紀・未来デザイン」での主な記述内容】

<将来人口フレーム>

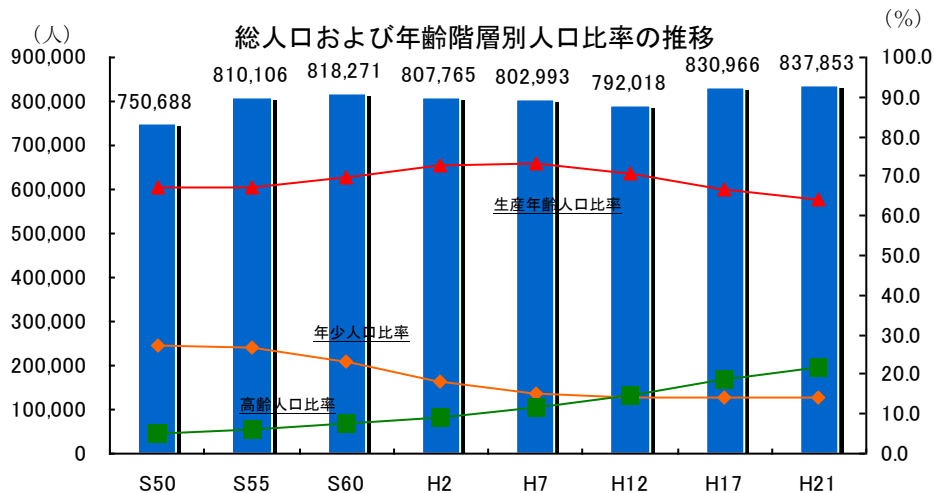
2010 年度の将来人口フレーム：850,000 人
（「自由都市・堺 ルネサンス計画」では、845,000 人）

<前提>

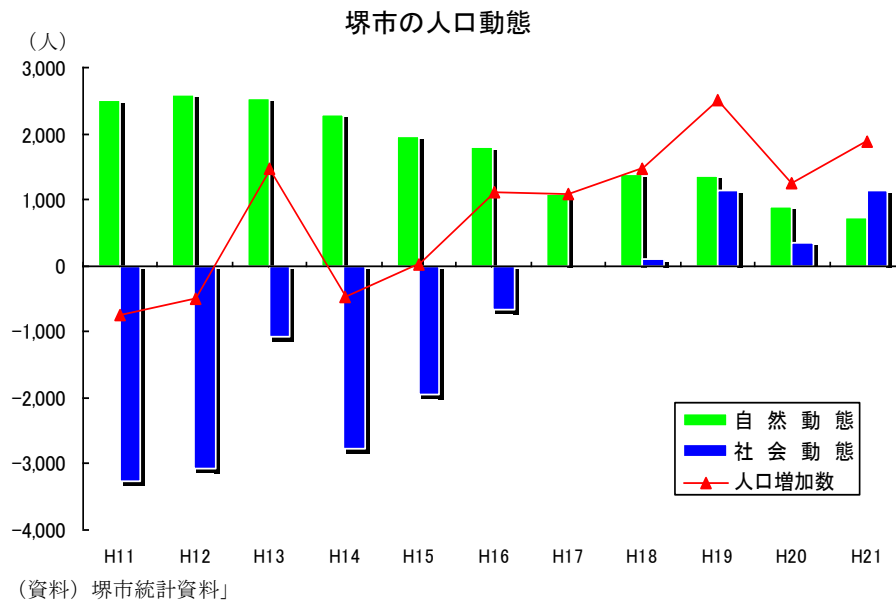
- ・上記を導き出すための前提は以下（①～③）のとおり。
- ①将来人口の推計では、
 - ・社会増減が 0 に収束すると仮定した場合：2010 年度で 825,000 人
 - ・これまでの社会動態の傾向が継続すると仮定した場合：2010 年度で 760,000 人
- ②子育て期の年代を中心に定住魅力を高める各種施策の展開によって、20 歳代と子育て期世帯の社会増減が 0 へ収束に向かうものと仮定すると現状の人口の維持が可能
- ③さらに市街地の整備や拠点開発などによる人口増加要因を加味

【現状分析と今後の課題】

- ・平成 22 年 4 月時点で人口は約 83.9 万人。
- ・近年の人口動態をみると、平成 17 年以前は、概ね微減傾向が続いていたが、平成 17 年に旧美原町との合併により人口が 83 万人を超え、それ以降は微増傾向となっている。
- ・この間、生産年齢人口および年少人口の比率は低下し、高齢人口比率は上昇している。



- 出生数から死亡数を引いた自然増減では、出生数が死亡数を上回っており、これまで自然増で推移しているが、近年は出生数の減少と死亡数の増加により、自然増の規模は減少している。
- 本市においては、長年、転出が転入を大きく上回る「転出超過」の状況であったが、平成 17 年以降は、転入が転出を上回る「転入超過」へと転換し、最近では社会増の状況が続いている。



- 将来人口フレームの前提において、計画期間中の転出入均衡をめざしていたが、このように、実際は平成 17 年以降からは転入増加に転換している結果となっている。人口移動の要因については、民間の開発や地価の動向、経済や雇用の動向など、様々な要因が複合的に関連しているものと考えられるが、様々なまちづくり施策の効果が表れ始めているともいえる。
- 都市の活力を向上し、持続可能な都市経営を実現していくためには、都市の魅力と活力の向上等により、外部から人口を誘導するとともに、誰もが暮らしやすい環境づくりを進め、市民が「市内に住み続けたい」と思えるまちを実現していくことが重要である。

「2 都市空間形成計画」

1 都市構造

【「堺 21 世紀・未来デザイン」での主な記述内容】

(1) 都市拠点

○都心

南海高野線堺東駅と南海本線堺駅・堺旧港を結ぶ軸及びその周辺地域を都心として、歴史文化や水、緑を活かした個性ある都市空間のもとに、商業・業務など堺都市圏における都市中枢機能や生活・文化・交流機能の集積を図る。

○中百舌鳥新都心及び地下鉄御堂筋線沿線地域

南海高野線及び地下鉄御堂筋線の中百舌鳥駅周辺地域を中百舌鳥新都心として、地下鉄御堂筋線の沿線地域と一体的に、産業、文化、学術などさまざまな分野の交流機能や商業機能、職住近接型の業務機能などの集積を図る。

○臨海新都心

堺第 2 区未利用地及びその周辺地区を臨海新都心として、環境と調和する良好な都市環境を創出するとともに、国際的な交流機能や高次の都市機能の集積、親水・レクリエーション機能、居住機能などの整備を図る。

(2) 地域生活拠点

支所や主要な鉄道駅の周辺地区においては、市民生活がある程度の完結性をもって営むことができる区域の中心となる地域生活拠点として、地域それぞれの特性や地理的条件に応じた商業、福祉、文化、行政サービスなど日常生活に必要な機能の集積をすすめる。

(3) 都市軸

都心と 2 つの新都心の相互の連携や、都市拠点と生活拠点を中心として市域全体の結びつきを強めることによって、都市活動の円滑化をはかるとともに、堺都市圏域、大阪都市圏など広域的な連携を促進するため、7 つの都市軸を設定する。

(都心連携軸、大和川軸、中央軸、湾岸軸、環状軸、内陸軸、高野軸)

【主な取り組みと今後の課題】

(1) 都市拠点

◇都心

○主な取り組み

- ・市役所や裁判所の建替えなどにより、行政機能の整備は進んできたが、堺東中瓦町2丁地区市街地再開発事業については、準備組合から提出された事業計画における資金計画の収入金が不確定であり、事業を遂行するのに必要な資金の調達の見込みが確実とはいえないことから不認可としたため、事業化に至っていない。

○今後の課題

- ・政令指定都市・堺の「玄関口」として、商業・業務・行政・文化・居住等の都市機能を集積させ、市域全体の発展を牽引する拠点を形成していくことが必要である。

◇中百舌鳥新都心及び地下鉄御堂筋線沿線地域

○主な取り組み

- ・「中百舌鳥新都心及び地下鉄御堂筋線沿線地域」については、地下鉄沿線での大規模な商業開発・住宅開発が進むなど、市内でも最も人口増加の多い成長エリアとなっている。

○今後の課題

- ・産業、文化、学術などの多様な交流機能や商業・業務機能、中小企業支援機能の集積により、賑わいと交流の拠点を形成していく必要がある。

◇臨海新都心

○主な取り組み

- ・「臨海新都心」については、大規模な遊休地を活用して、世界最大級の液晶パネル工場・太陽電池工場を中核とする21世紀型コンビナートや、先進的なものづくり企業による中小企業クラスターなど、次代の成長産業の集積が進んでいる。また、商業・アミューズメント施設やJ-GREEN（グリーン）堺（サッカー・ナショナルトレーニングセンター）の整備など、拠点的な交流機能の充実も図られてきたほか、現在国の基幹的広域防災拠点の整備も進められている。



○今後の課題

- ・世界をリードする産業拠点として、環境関連産業や物流機能等の集積を図るとともに、海辺の特性を活かした商業・集客機能等の整備や公共交通の利便性の向上等により、人、モノ、情報が集まる拠点を形成する必要がある。

(2) 地域生活拠点

○主な取り組み

- ・平成18年の政令指定都市移行にともない、市内7つの行政区に区役所が設置され、日常生活や地域に密着した行政サービス機能の強化、区民の地域まちづくり活動への支援等を進めるとともに、区域ごとに文化ホール・図書館・体育館・保健センター・老人福祉施設等の拠点的な施設の整備を順次進めてきた。
- ・また、北野田や北花田、鳳などの各駅周辺において、商業施設や住宅等の大規模な開発が進められてきた。

○今後の課題

- ・今後とも、区役所を中心に、地域の核となる拠点として日常生活に関連の深い商業・業務・文化・行政・居住機能などの充実につとめ、各区・地域の実情や市民ニーズに応じたまちづくりの推進や市民参加の取り組みを進めるとともに、鳳、泉ヶ丘等の地区においては地域生活拠点としての都市機能の整備・充実を図る必要がある。

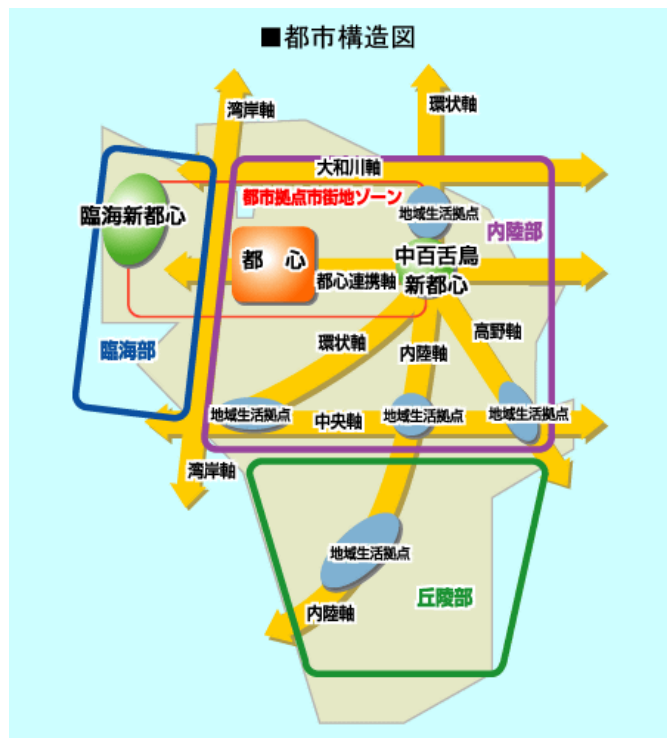
(3) 都市軸

○主な取り組み

- ・都心・地域生活拠点とそれをつなぐ都市軸に沿って、道路等の交通基盤の整備・充実等を進めてきた。

○今後の課題

- ・今後とも、地域生活拠点等の市内各エリアを有機的に結びつけるとともに、市域内外からの人・モノ・情報の交流・連携を活性化するための基盤整備およびしくみづくりが求められる。
- ・南大阪地域をはじめとする都市圏における拠点性を高めるとともに、大阪湾バイエリアや関西国際空港との結びつき、和歌山県や奈良県などとの連携など、より一層広域的な視点からの都市軸の設定やその強化を図り、内外へ向けた情報発信や交流の促進などに取り組む必要がある。



2 自然環境と歴史文化の構造

【「堺 21 世紀・未来デザイン」での主な記述内容】

(1) 環境共生エリア

臨海部や河川などの水辺空間、南部丘陵に残された緑、良好な農地群などの自然環境資源を生かして、うるおいのある都市空間を創出する重点的な地域として、「環境共生エリア」を設定する。

(海との共生エリア、農との共生エリア、緑との共生エリア)

(2) 歴史文化エリア

歴史的な文化・伝統などの資源を活かして、堺らしさの感じられる都市空間を創出する重点的な地域として「歴史文化エリア」を設定する。

(環濠歴史都市エリア、百舌鳥野エリア、泉北丘陵エリア)

(3) 環境系

環境共生エリアや自然環境資源を結ぶ軸を「環境系」として設定する。環境系を基幹に、幹線道路や旧街道などを活用して、市域全体に及ぶ自然環境資源のネットワークを形成し、水、緑が豊かなうるおいのある都市空間を創出する。

【主な取り組みと今後の課題】

(1) 環境共生エリアおよび(3) 環境系

○主な取り組み

- ・「海との共生エリア」については、環境保全や市民の憩いの場としての整備の検討が進められてきた。
- ・「農との共生エリア」については、地元の農産品と市民・消費者を結びつける地産地消の取り組みなどが進められてきた。
- ・「緑との共生エリア」については、無秩序な土地利用の抑制や自然体験の場づくりなどを進めてきた。
- ・環境共生エリアや自然環境資源を結ぶ「環境系」として、河川や緑地の整備、農地の保全等を推進してきた。

○今後の課題

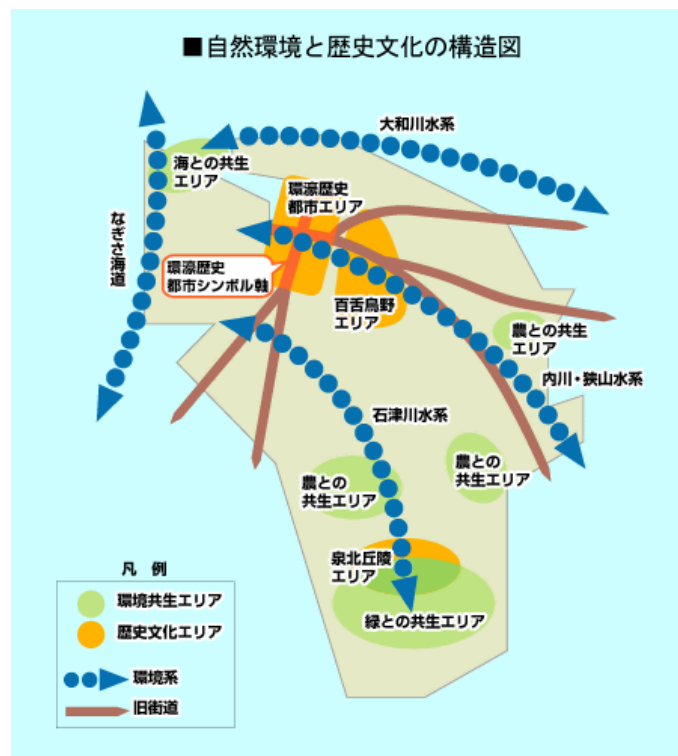
- ・「海との共生エリア」については、今後「環境モデル都市」推進における先導的なエリアとして、先端・環境技術関連企業の集積及び展開による、低炭素型産業構造への転換を図るほか、新たな緑の拠点を創出するなど、全市における環境共生の拠点的なエリアとしての整備が求められる。
- ・「農との共生エリア」については、今後は、遊休化する農地の保全と活用に向けて、新規の就農支援の推進など、市民がより一層、農業に関わりあえる機会や場の創出に取り組む必要がある。

- ・「緑との共生エリア」については、今後は、都市近郊にありながら緑豊かな「里山」として、市民や企業の参画を得ながら自然環境や景観保全の取り組みを推進していくことが求められる。
- ・今後は全市的に、緑や水辺などの良好な自然環境を取り込むため、南部丘陵の里山、百舌鳥古墳群、大和川や石津川などの水辺、農空間などの保全・再生など、環境と共生し、重点的に自然を保全・創出していくことが必要である。

(2) 歴史文化エリア

○主な取り組み

- ・「環濠都市エリア」については、美化活動やクルーズ船運行など、市民が主体となった取り組みが進められている。
- ・「百舌鳥野エリア」については、百舌鳥・古市古墳群が世界遺産暫定一覧表に記載されるなど、世界文化遺産登録に向けた取り組みが進みつつある。
- ・「泉北丘陵エリア」については、都市に隣接しながらも水と緑の豊かな環境を活かして、自然とのふれあいや農業・文化体験等の活用が図られてきた。



○今後の課題

- ・「環濠都市エリア」については、今後、様々な地域の歴史・文化資源を活かしながら、来訪者が一定時間を消費できる（滞在できる）空間づくり・しくみづくりを行い、観光・集客の魅力を高め、地域の活性化に結び付ける必要がある。
- ・「百舌鳥野エリア」については、古墳群の保存・継承を図るために、世界文化遺産登録をめざした取り組みを進めるとともに、観光・集客や学術・研究など、古墳の周辺エリアと一体となった多様な活用方策を進めていくことが求められる。
- ・「泉北丘陵エリア」については、今後とも、仕事を退いた団塊の世代をはじめ、市民を中心とする多様な主体の参画による自然環境や景観を保全する取り組みが求められる。

「3 計画推進のための行政運営」

1. 市民本位の行政運営

【「堺 21 世紀・未来デザイン」での主な記述内容】

- (1) 市民視点の総合行政の推進
- (2) 行政評価機能の強化
- (3) 市民が利用しやすい組織づくり

【主な取り組みと今後の課題】

(1) 市民視点の総合行政の推進

○主な取り組み

- ・部局横断的な庁内組織として、平成 12 年度に保健と福祉分野を一元化する「健康福祉局」や、平成 18 年度に児童と青少年分野を一元化する「子ども青少年局」を設置した。また、区役所における子ども関連の窓口のワンストップ化をめざし、平成 22 年度からパイロット事業として南区で「子育て支援室」を設置している。

○今後の課題

- ・今後とも、市民サービスの維持、向上を図りつつ、窓口でのワンストップ化や組織の一層のスリム化・合理化の検討を進めていく必要がある。

(2) 行政評価機能の強化

○主な取り組み

- ・平成 18 年度に、限られた資源の選択と集中を図り、事業の再編・再構築を行うことを目的に、約 1,200 の事務事業を対象に総点検を実施した。平成 19、20 年度は、取り組み手法の検証・見直しを行い、継続実施した。
- ・平成 22 年度に、行政評価の一環として「外部の視点」、「公開の場」で行う事業仕分けの手法を用いた「みんなの審査会（新さかい）」を実施した。

○今後の課題

- ・効率性の追求だけではなく、市民サービスの質を向上する観点から行政評価の機能を強化するなど、スピード感をもって社会情勢の変化に対応するため、継続的に「みんなの審査会（新さかい）」を実施するほか、事務事業の見直しに取り組む必要がある。
- ・評価の有効性や精度を高めるための改善を図り、予算編成等とも連動する、行政評価制度の構築を行う必要がある。

(3) 市民が利用しやすい組織づくり

○主な取り組み

- ・平成 18 年の政令指定都市移行にともない、市内 7 区役所を設置、日常生活や地域に密着した行政サービス機能の強化や、区民の地域まちづくり活動への支援等を進めてきた。

○今後の課題

- ・今後とも、多様な市民ニーズを反映したまちづくり、市民参加・協働による区域の特性を活かしたまちづくりをより一層推進していくため、本庁から区役所への権限・財源の委譲、組織体制の強化など都市内分権の取り組みをさらに進めていく必要がある。

2. 効果的かつ効率的な行政運営

【「堺 21 世紀・未来デザイン」での主な記述】

- (1) 計画行政の推進（総合計画の推進、個別計画の推進）
- (2) 行政情報化の推進
- (3) 効率的な組織づくり（行政の総合性の確保、組織の適正化・弾力化）
- (4) 職員の能力開発
- (5) 財政運営の健全化（健全な財政運営の推進、受益者負担の適正化）
- (6) 事務の効率化と行政コストの削減
（行財政改革の推進、民間との役割分担、民間活力の活用、都市基盤などの蓄積の活用）

【主な取り組みと今後の課題】

（1）計画行政の推進（総合計画の推進、個別計画の推進）

○主な取り組み

- ・政令指定都市移行にあたり、まちづくりの指針となる「自由都市・堺 ルネサンス計画」を策定し、事業の実施および進捗管理・評価を実施してきた。また、各行政分野の個別計画を策定し、それぞれに基づき事業を推進している。

○今後の課題

- ・「自由都市・堺 ルネサンス計画」の計画年次が平成 21 年度までであったことから、平成 22 年 2 月に策定した「堺活力再生プロジェクト」、さらには第四次総合計画のもとでの後期基本計画を策定する予定である。次期計画では、進捗を市民にわかりやすく示せるよう成果指標を設定するほか、外部の視点からの評価を導入するなど、市民の視点から改善を進めることができるしくみを構築していく必要がある。

（2）行政情報化の推進

○主な取り組み

- ・住民票の写し等の証明書を交付できる自動交付機の全区設置をはじめ、IT等を活用した市民サービスの充実を図ってきた。また、庁内においても事務・業務の効率化や生産性の向上を図るため、職員情報システムや財務会計システム等の導入により情報化の推進を展開してきた。

○今後の課題

- ・今後は、総務事務センターをはじめとする庁内のより一層の業務効率化を図るとともに、個人情報保護のセキュリティの保護に万全を期す一方、市民との双方向のコミュニケーションの推進と市民サービスの向上に取り組む必要がある。

(3) 効率的な組織づくり（行政の総合性の確保、組織の適正化・弾力化）

○主な取り組み

- ・各局の政策担当を担う課長による政策担当課長会議を設置するなど、全庁的な政策形成機能や総合調整機能を高めてきた。また、要員管理計画を策定し、計画的に職員数の削減や組織のスリム化を推進してきた。

○今後の課題

- ・今後、職員の能力育成を進めるとともにさらなる職員数の適正化を図り、政策課題に対して横断的に取り組むとともに、政令指定都市としての政策立案・実行能力を伴った組織・体制づくりを推進していく必要がある。

(4) 職員の能力開発

○主な取り組み

- ・人事評価制度の導入や人材育成の推進、CS向上運動の推進など、職員の能力開発や適材適所の人員配置等を進めてきた。

○今後の課題

- ・市民との協働のパートナーとして、共にまちづくりを進めるための徹底した職員の意識改革や政策立案などの能力開発を促進することにより、有用な人材を育成する必要がある。

(5) 財政運営の健全化（健全な財政運営の推進、受益者負担の適正化）

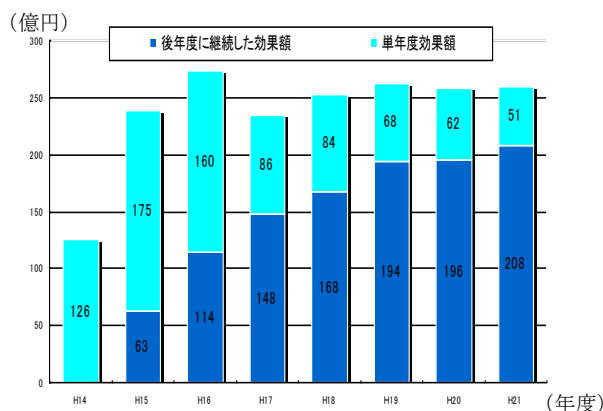
○主な取り組み

- ・事務事業の見直しや職員数の削減等のほか、受益者負担の適正化、市税等の徴収率の向上、財産の有効活用の推進などによって、財政運営の健全化を図り、各種財政指標も改善が進んでいる。

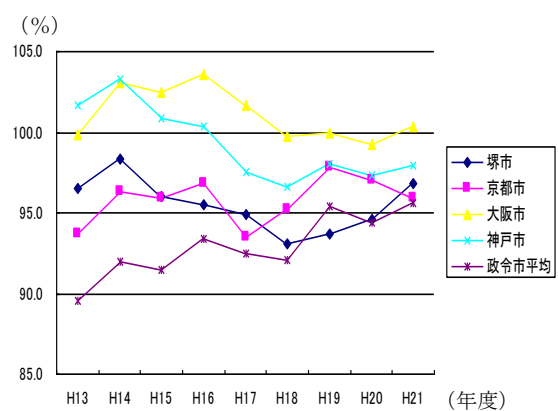
○今後の課題

- ・引き続き効率的な歳出構造の実現に向けた取り組みを展開するとともに、企業誘致や人口誘導等の税源涵養により、安定して歳入を確保できる構造へと転換する必要がある。

行財政改革の効果額



経常収支比率の推移



（６）事務の効率化と行政コストの削減

○主な取り組み

- ・ 公の施設での指定管理者制度の導入や保育所等の施設の民営化、家庭ごみ収集の民間委託など、他政令指定都市に先駆けてアウトソーシングの推進を展開してきた。また、区長の公募や職務経験者等の採用など民間人材を積極的に活用するなど、多方面にわたり民間の活力を積極的に導入してきた。

○今後の課題

- ・ 自助、共助、公助の考え方にに基づき「新しい公共」の確立を図るため、行政運営の「可視化」を積極的に行い、市民や地域、企業との協働を進める必要がある。

3 広域行政の推進及び政令指定都市への移行

【「堺 21 世紀・未来デザイン」での主な記述】

- (1) 広域行政・都市間連携の推進
- (2) 地方分権の推進
- (3) 政令指定都市への移行

【主な取り組みと今後の課題】

○主な取り組み

- ・ 防災等の各種行政分野において、近隣の市町村等との広域連携・広域行政を展開してきた。
- ・ 平成 17 年 2 月には旧美原町との合併、平成 18 年 4 月には長年の目標であった政令指定都市への移行が実現した。これによって、国、府から 1,050 の事務権限が移譲されるとともに、他政令指定都市等とも連携しながら、国への権限移譲の要請等を推進している。

○今後の課題

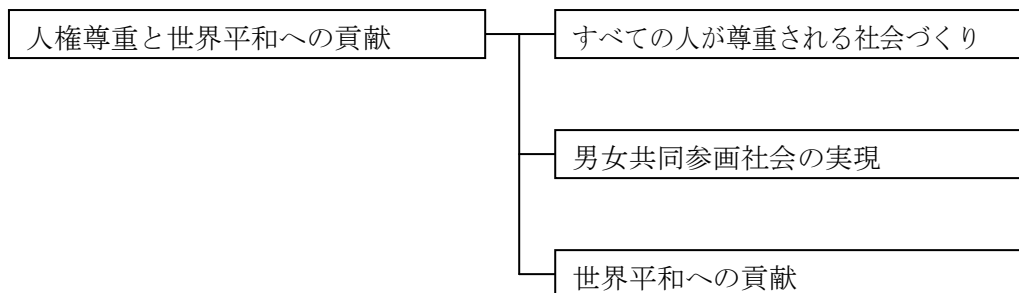
- ・ 関西広域連合が設立され、道州制導入など広域行政の議論が活発になるなか、大阪都市圏および南大阪における拠点都市として、周辺の市町村や他政令指定都市等との連携・交流を深めるとともに、大都市のあるべき姿の研究や情報発信を行うなど、先導的な役割を果たしていく必要がある。

□ 分野別計画

(1) ひとが輝く市民主体のまちづくり

－第1章－

[施策体系]



◆計画に掲載されている項目

(1) すべての人が尊重される社会づくり

- ①人権尊重への総合的な取り組み
- ②人権教育・啓発の推進
- ③同和問題の解決

(2) 男女共同参画社会の実現

- ①男女共同参画への意識変革
- ②男女共同参画の機会拡大
- ③男女共同参画を支える環境づくり

(3) 世界平和への貢献

- ①平和意識の普及
- ②平和事業の推進

◆主な取り組みと成果

(1)すべての人が尊重される社会づくり

- ・「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」を制定し、基金、審議会の設置、推進計画の策定等、総合的な人権施策の推進体制の整備を図った。

(2)男女共同参画社会の実現

- ・「男女平等社会の形成の推進に関する条例」の制定及び「第3期さかい男女共同参画プラン」の策定により、総合的に男女平等施策の推進を図った。
- ・市の審議会等における女性委員の比率の向上及び市職員の役職者に占める女性の比率向上など政策決定過程への女性の参画促進に努めた。
- ・女性の雇用の場の拡大にも寄与し、業務系企業誘致を促進するため、都心地域業務系機能集積促進補助金制度を創設した。
- ・平成21年度から若年者や出産・育児で離職した女性等を対象に「さかいJOBステーション」を設置した。
- ・女性をはじめだれもが能力を発揮できる職場環境を構築するため、市内事業所の事業主、人事労務担当者等を対象に、セミナーを実施した。企業において社員の多様性（国籍・性別・年齢等）を受け入れ、それぞれの能力を積極的に活用することで組織全体としてプラスにするダイバーシティ経営についての理解を深めるとともに、積極的に取り組む企業からの事例発表を行った。
- ・ポジティブ・アクション（雇用の分野における男女の機会均等と待遇の実質的確保）の一環として、女性管理職等を対象に、女性社員の能力発揮とモチベーションアップを図る女性管理職育成セミナーを実施した。

(3)世界平和への貢献

- ・「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」の理念に基づき、平和と人権尊重の重要性を発信し、多くの人に国際協力、貢献活動に対する理解と認識を深めるとともに、世界で行われているさまざまな活動を支援し、一層の発展につなげ、都市として国際貢献を図ることを目的とした、「自由都市・堺 平和貢献賞」を創設した。

(主な指標)

項目	現状	目標	実績
日本社会は平等だと考える市民の割合	20.6% (1999年8月)	平等意識・人権意識が浸透しています。	調査中*1
同和地区の人々とのかかわりにためらいを感じる市民の割合	19.6% (1999年8月)	差別意識の解消が進んでいます。	21.3% (2005年11月)
「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する人の割合	女性 59.2% 男性 51.2% (1999年8月)	固定的な性別役割分担意識の解消が進んでいます。	調査中*1
市職員の役職者のうち女性の占める割合	13.5% (2000年4月)	職員の男女の構成比に近づいています。	21.7%*2 (2010年4月1日)
30代の女性のうち就業している人の割合	43.4% (1995年10月)	60%	57.2% (2007年度)
平和と人権展の来場者数	28,595人 (1997～2000年度平均)	40,000人	14,413人 (2009年度)
平和と人権資料館の入場者数	26,745人 (1999年度)	40,000人	18,912人 (2009年度)

*1 2010年度に調査予定

*2 消防および教職員を除く

◆評価

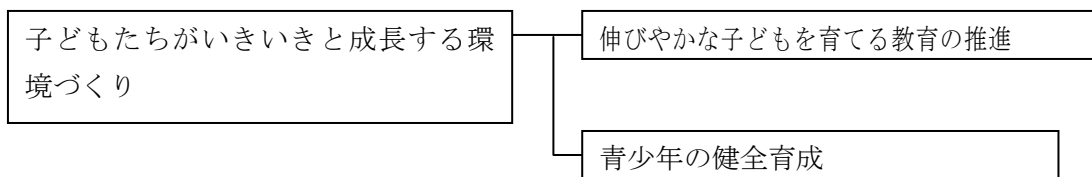
- ・ 条例等のしくみづくりが進んだ一方、市民全体の平和・人権意識を高めるための具体的な平和人権活動に直結する施策を積極的に推進する必要がある。
- ・ 女性の就業促進については、経済の低迷等に伴い、女性を取り巻く就業環境が極めて厳しい状況にあり、目標達成に向けた大きな課題となっている。
- ・ 自由都市・堺 平和貢献賞の創設により、全国的に本市の地方自治体としての平和実現への取り組み姿勢に対する認識が深まった。また、各受賞者に対する支援の輪が広がっており、平和構築活動の促進に寄与した。

◆今後の課題

- ・児童虐待の増加やインターネットによる人権侵害などの、近年顕在化してきている人権に関する新たな事象に対応していくことが必要である。
- ・女性の雇用拡大については、保育など就業を側面から支援する施策の充実を図るとともに、社会的起業の促進をはじめ、地域レベルでの自己実現や社会参加につながる施策に取り組む必要がある。
- ・市政への女性の参画（審議会など）については、引き続き取り組みを進めていくとともに、男女共同参画社会の実現に向けて啓発活動を充実させる必要がある。
- ・「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」の趣旨に基いて、市民による具体的な平和・人権活動の展開につながる取り組みや支援を進めていく必要がある。

— 第2章 —

[施策体系]



◆計画に掲載されている項目

(1) 伸びやかな子どもを育てる教育の推進

- ①豊かな心とたくましさをはぐくむ教育の推進
- ②個性と創造性をはぐくむ教育の推進
- ③社会の変化に対応した教育の推進
- ④障害に配慮した教育の推進
- ⑤地域社会との連携による教育活動の推進
- ⑥教育環境の充実

(2) 青少年の健全育成

- ①社会参加・体験活動の機会づくり
- ②家庭・地域の教育力の向上
- ③非行や問題行動への対応

◆主な取り組みと成果

(1)伸びやかな子どもを育てる教育の推進

- ・学識経験者等の外部人材を中心に構成される堺市学力会議から、総合的な学力向上施策の構築に向けた提言を受け、「学力向上プラン作成ガイド」を作成し、各学校へ配付した。
- ・学力向上重点校に「学力向上推進リーダー」（指導力のある教員）や「学力向上サポーター」（教員 0B など、児童生徒の学力向上のために協力していただけの地域の方）を配置し、授業支援などの充実を図った。
- ・小学校 5 年～中学校 3 年を対象に、小中学校 50 校で堺市学力等実態調査を実施するとともに、「学力向上プラン」の成果を検証し、客観的に子どもの学習・生活状況を把握することにより次年度以降の授業改善等、学力向上に向けた取り組みに活用した。
- ・教員の資質向上を図るため、授業力・指導力向上研修やリーダー研修、課題別研修等の教職員研修を実施した。
- ・平成 22 年度に校内 LAN や校務用コンピュータ等の整備を行うとともに、美原区ネットワークを堺市教育情報ネットワークに統合した。
- ・医師会や関係機関の協力のもと全学校園に労働安全衛生体制を整備し、健康管理・健康指導を推進してきたことにより、精神性疾患による休職者数は、平成 21 年度に初めて減少に転じた。
- ・平成 18～19 年度に本市の学校評価システムを構築し、平成 20 年度から市立学校園自ら目標を設定し取り組みを進め評価を行う「学校評価」を実施した。
- ・平成 20 年度「学校評価の充実・改善のための実践研究」、平成 21 年度「学校評価・情報提供の充実・改善等のための実践研究」を進める中で、市立学校園における学校評価の充実・改善を図った。
- ・平成 19～20 年度、八田荘幼稚園において、幼児期における人権教育のあり方について保育を通して研究を重ね、平成 20 年に成果を発表した。
- ・平成 21 年度は、みはら大地幼稚園において「人権教育開発事業」を実施し、12 月には公開保育を行い、研究成果を発信した。園内研修においては、市内 11 園すべてが園内研修テーマを設定し、積極的に研究保育に取り組んでいる。
- ・平成 20 年 4 月に幼児教育支援室を設置し、幼児教育堺スタンダードカリキュラムを作成及び幼児教育実践研究事業等を実施した。
- ・平成 18 年度から小中学校が連携してパイロット校の取り組みを推進してきたことで、それぞれの中学校区に共通する課題を整理し共有することができた。
- ・学校園プロジェクト・サポート事業では、子どもたちの学力及び健康・体力の向上など、夢をはぐくむ教育を実現し、独自に先進的な取り組みを進めている学校園・教職員を支援することにより、本市学校教育の活性化を図ることができた。

- ・全小中学校にネイティブスピーカー（NS）を配置し、小学校外国語活動の推進、中・高等学校の英語教育の充実を図った。
- ・堺高校の組織や制度、また施設設備を整備し、学校経営力をはじめ教育力全般の向上を図った。
- ・商業高校・第二商業高校の跡地の有効活用により、平成22年4月に関西大学人間健康学部が開学し、同大学と本市による地域連携協議会を設置し、同大学からの地域貢献協力資金5億円を活用し、地域の活性化につながる連携事業を推進している。
- ・平成22年4月1日現在、小学校13校、支援学校1校を芝生化した。
- ・上神谷支援学校を開校し、百舌鳥支援学校の過密化の解消、障害のある子どもたちの教育環境の整備を図った。
- ・発達障害児等巡回相談、特別支援教育サポーターなどの活用により通常の学級における特別支援教育を推進した。地域支援補助員を支援学校に配置し、支援学校のセンター的機能の充実に努めた。支援学級に介助員を配置することにより、支援学級の学級運営の充実を図ることができた。
- ・スクールカウンセラーを配置し、カウンセリングを通して、児童生徒の心の悩みや不安を解消し、課題解決に向けた支援を行っている。
- ・不登校やいじめの未然防止、早期解決のため、いじめ・暴力防止（CAP）プログラム実施事業、ピア・サポートリーダー派遣事業などを実施している。
- ・子ども教育文化センターについては、主に子育てサークル（主として乳幼児）を中心として、情報提供や会議の場として利用されている。
- ・放課後ルームでは、学習アドバイザーや指導員の支援のもと、日々の宿題やワークブック、読書等を継続的に実施することにより、学習や読書の習慣づけを図っている。

(2) 青少年の健全育成

- ・平成20年に、「堺市子ども青少年の育成に関する条例」を制定した。
- ・子ども青少年の育成を、行政だけではなく社会全体の取り組みとして推進するために、保護者・学校等・市民・事業者・市による連携体制の強化を図っている。
- ・子育て支援や子ども青少年の健全育成には、多岐にわたる行政分野がかかわっていることから、庁内横断的な観点から計画を総合的に推進するために「堺市子ども青少年関係庁内委員会」を中心として具体的な施策・事業を組み立てられるよう連携している。
- ・地域に根差した子育て支援を進めるために、「堺市子ども青少年育成会議」を通じて、地域関係団体等の意見を聴取しながら取り組みを進めている。

(主な指標)

項目	現状	目標	実績
小学校と中学校との間の連携に取り組む学校の割合	19% (2000年度)	全校	全校 (2009年度から継続)
社会人や地域の人材を登用している小・中学校の割合	11% (1999年度)	全校	全校 (2005年度から継続)
学校教育自己診断を実施している小・中学校の割合	20% (1999年度)	全校	全校 (2003年度から継続)
青少年の健全育成に関する活動に参加した市民の割合	12.5% (1998年8月)	20%	20.9% (2010年3月末)

◆評価

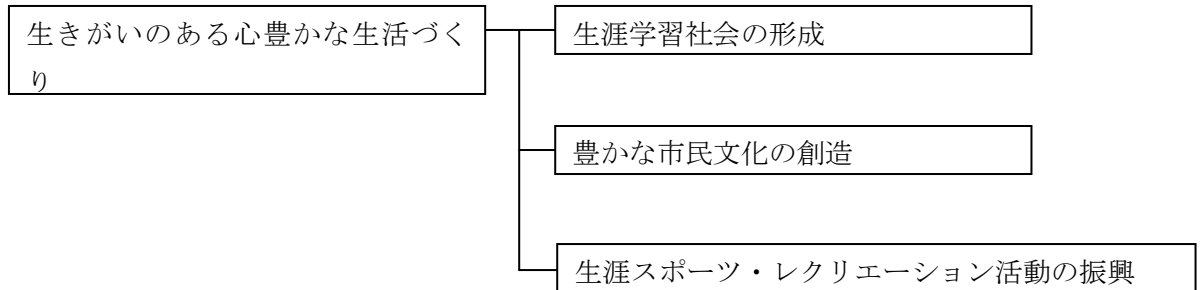
- ・学力向上に向けた様々な取り組みが進められ成果をあげている。
- ・いじめ・暴力防止(CAP)プログラム実施事業、ピア・サポートリーダー派遣事業などの取り組みにより不登校児童生徒数は減少し、いじめ認知件数に対する解消の割合を表すいじめ解消率も向上している。
- ・堺市子ども青少年の育成に関する条例に基づき「堺市子ども青少年育成計画」を策定し、子ども青少年の育成に関する施策の総合的な推進を図っている。

◆今後の課題

- ・小中一貫した学力向上の取り組みを市内全体に広げていく必要がある。
- ・児童・生徒の学力向上に結び付く、教員の資質向上に向けた施策を一層推進していくことが必要である。
- ・総合的な学力の向上により、将来を担う人材を育成していくことが必要である。
- ・市民ニーズや時代の変化に対応した、ICTの整備など教育環境の充実が必要である。
- ・子ども青少年の育成に関する条例及び子ども青少年育成計画の認知度の向上を図るとともに、計画に位置づけられた施策を着実に推進していく必要がある。

－第3章－

〔施策体系〕



◆計画に掲載されている項目

(1)生涯学習社会の形成

- ①生涯を通じた多様な学習機会の提供
- ②自主的な学習活動への支援
- ③学習成果を活かす場づくり

(2)豊かな市民文化の創造

- ①市民文化活動の振興
- ②個性豊かな文化創造の環境づくり
- ③文化遺産の保存と活用
- ④文化的視点に立った行政の推進

(3)生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興

- ①スポーツ・レクリエーション活動の機会と場づくり
- ②スポーツ・レクリエーション環境の整備

◆主な取り組みと成果

(1)生涯学習社会の形成

- ・平成 17 年度の東図書館開館をもって、各区ごとに区域館が整備された。中央図書館を中心としてネットワークを構築し、市内全域に図書館サービスを提供している。
- ・中央図書館では、市民の自主的・自立的な学習の支援を目的として、自宅から本の検索、予約ができるシステムを整備するとともに、ホームページでのレファレンス事例の公開等、様々な情報提供を実施している。
- ・出前講座は、平成 12 年 10 月開設以来、市政に対する理解を深めるためメニュー数を毎年増やししながら様々な講座を実施している。
- ・博物館では、博学連携のもと、小学校の授業に即した学習会や体験学習会の開催に加えて、中学生の職場体験を受け入れるなど、教育の場として活用されている。

(2)豊かな市民文化の創造

- ・平成 19 年に、大阪府、羽曳野市、藤井寺市とともに百舌鳥・古市古墳群の世界遺産暫定一覧表への記載を文化庁へ提案した。その結果、平成 22 年に世界遺産暫定一覧表に記載された。
- ・平成 22 年 10 月、大阪府知事、羽曳野市長及び藤井寺市長との 4 者で登録推進に関する協定書を締結した。また、同年 11 月、4 者が共同で百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議を設置し、登録に向けた課題の検討を進めている。
- ・堺東中瓦町 2 丁地区市街地再開発事業の関連事業である文化芸術ホールの整備について市街地再開発準備組合から示された事業計画に対し、中核文化施設としての基本的な機能が備わっているかや費用の妥当性等の課題について検討した結果、当該計画では 2,000 席、3 面舞台など基本的な機能の基準を満たしていないなどにより、整備に必要となる保留床を取得することは困難と判断した。
- ・東文化会館では、指定管理者による事業展開を実施した（平成 19 年度：アルフォンス・ミュシャ特別展 6,280 人、北大路魯山人と岡本太郎展 6,244 人、平成 20 年度：北斎富士を描く展 9,489 人、平成 21 年：度棟方志功展 9,482 人、平成 22 年度：山下清展 25,695 人）。
- ・優れた音楽活動を展開する市内文化芸術団体が実施する公演活動等への支援を行なうことで、市民が質の高い芸術文化に触れる機会の拡充を図った。
- ・堺シティオペラ：市内公演の開催(平成 18 から年 1 回)、区民まつりへの出演をはじめ若手音楽家の育成など、芸術文化による地域づくりへも貢献している。

- ・大阪シンフォニカー交響楽団では乳児とその親に対して生演奏に触れる機会として「0歳児からの親子で楽しむオーケストラ」を開催している(平成18年から平成19は年1回、平成20からは年2回)。

(3)生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興

- ・平成22年4月、臨海部に天然芝フィールド5面、人工芝フィールド9面、フットサルフィールド8面、スポーツ広場等の国内最大施設規模を有するJ-GREEN(グリーン)堺(サッカー・ナショナルトレーニングセンター)を開設した。
- ・平成21年10月、美原区内に多目的グラウンド・テニスコート・屋内プール等を有する美原総合スポーツセンターを開設した。
- ・堺ブレイザーズやNOMOベースボールクラブなどのトップレベルチームと連携し、青少年健全育成にむけたジュニアスポーツ教室やジュニア育成クリニックなどを開催した。

(主な指標)

項目	現状	目標	実績
学習活動を行っている市民の割合	36.1%(1996年6月)	60%	42.0% (2009年)
市立図書館における市民一人あたりの貸出冊数	4.8冊(1999年度)	6冊	5.2冊 (2009年度)
生涯学習人材バンクの登録者数	-	1,000人	294件*1 (2010年10月)
芸術・文化団体への加入者数	21,119人 (2000年4月)	27,000人	16,500人 (2010年11月1日)
市内の公共ホールで開催される芸術文化公演数	662公演(1996年度)	860公演	591公演 (2009年度)
百舌鳥古墳群のうち整備した古墳数	-	3基	0基 (2010年11月)
スポーツを行っている市民の割合	33.1%(1998年7月)	40%	75.1% (2010年度)
総合型地域スポーツクラブを実施している地域数(小学校区)	1校区(2000年4月)	30校区	2校区 (2007年2月)

堺市健康スポーツリーダーバンク登録指導者数	268人（2000年4月）	500人	668人 （2009年度）
-----------------------	---------------	------	------------------

*1 生涯学習指導者登録数

◆評価

- ・中央図書館を中心としてネットワークを構築し、市内全域に図書館サービスが提供できている。
- ・生涯学習社会の形成に向けた地域の活性化につながる取り組みのが不十分である。
- ・百舌鳥・古市古墳群が世界遺産暫定一覧表へ記載され、世界遺産登録に向けて大きな前進があったが、緩衝地帯の方向性など、登録に向けた取り組みを今後さらに推進する必要がある。
- ・市内に点在する歴史・文化資源のネットワーク化が不十分である。
- ・J-GREEN（グリーン）堺（サッカー・ナショナルトレーニングセンター）や美原総合スポーツセンターなどのハード面での整備が進捗しており、市民がスポーツに親しめる機会の土壌は整いつつある。
- ・J-GREEN（グリーン）堺（サッカー・ナショナルトレーニングセンター）では全国からの愛称募集や、サッカー以外の種目利用や施設内のサイクリングコースを利用した大会などの取り組みが実施されており、今後とも施設規模や交通アクセスの良さなどの利点を活かし、さらなる活用を図ることが必要である。

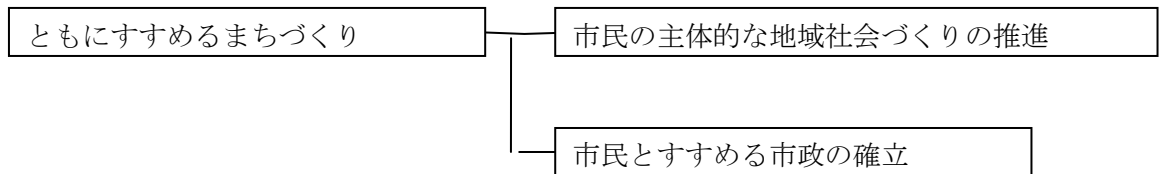
◆今後の課題

- ・生涯学習社会の形成については、個人の学習意欲を満たすだけでなく、まちづくりなど地域の活性化につながる取り組みの強化が必要である。
- ・百舌鳥古墳群を確実に保存・継承し、歴史文化を生かしたまちづくりを推進するため、世界文化遺産登録に向けて、引き続き古墳群の保護、古墳周辺の整備、登録に向けた気運の醸成を図る必要がある。また、来訪者向けの機能整備の検討が必要である。
- ・市民会館の建替えや歴史文化資源のネットワーク化などにより、都市魅力の創造発信につながる文化・芸術機能を強化する必要がある。
- ・豊かな市民文化の創造については、ハード面の整備だけでなく、市民の力を生かしたソフト面の充実により、文化活動の振興につながる取り組みを拡充していくことが必要である。
- ・堺の有する歴史文化をより一層活用し、内外へのまちの魅力発信を強化することが必要である。

- ・スポーツ活動の振興については、市民がスポーツに親しめる機会の土壌は整いつつあるが、既存施設を有効活用する観点からも、集客できる環境の整備及び全国大会やトップレベルの大会などの誘致を行い、関連部局との連携により本市に集客効果をもたらすような施策展開を図る必要がある。

—第4章—

[施策体系]



◆計画に掲載されている項目

(1)市民の主体的な地域社会づくりの推進

- ①市民主体のまちづくり活動の振興
- ②地域コミュニティ活動の振興
- ③ボランティア・NPO活動の振興
- ④企業の社会貢献活動の促進

(2)市民とすすめる市政の確立

- ①市民参画の機会づくり
- ②情報コミュニケーション活動と情報共有化の推進
- ③支所を拠点とした身近な行政の推進

◆主な取り組みと成果

(1) 市民の主体的な地域社会づくりの推進

- ・南区では、平成 20 年 8 月にアクションプログラムを含む区域まちづくりビジョンを策定した。現在、他の区においても区民まちづくり会議における意見を参考に策定作業を進めており、平成 22 年度には全区で策定予定である。
- ・平成 18 年に創設した「堺市区民まちづくり基金」を活用し、各区で区独自のまちづくり事業を実施している。平成 18、19 年度においては、各区とも区民意識や連帯感の醸成を図る事業など、地域への愛着を育み市民自治の推進を主たる目的とする事業を中心に取り組んだ。平成 20 年度からは「安全安心」「環境美化」「健康づくり」「子育て支援」など区民のニーズや各区域の特性を反映した取り組みが増えている。
- ・市民の主体的なまちづくり活動を支援するため市民自主事業助成制度が創設された。
- ・区民プラザの利用者は、平成 20 年度の全区合計 11,593 人から平成 21 年度（平成 22 年 2 月まで）は 14,381 人と、各区とも総じて増加している。
- ・市民活動支援基金については、市内の NPO 法人 214 のうち 57 法人が登録し、他市と比べ高い割合となっている。寄附金も、19 年度の 6 件約 190 万円から、20 年度には 13 件約 784 万円に増加した。

(2) 市民とすすめる市政の確立

- ・「市民参加ガイドライン」をより具体的で実効性のあるものとし、市民参加及び協働に関する現状と課題・問題等を把握するため、外部有識者によるアドバイス、NPO 等からのヒアリング、庁内検討を進めた。
- ・各区に区民まちづくり会議が設置され、各区域の特性や課題の検証、今後の区民協働によるまちづくりに向けた取り組みの方向性等について活発な議論が行われている。また、会議の提案を区の基金事業に反映し、実施しているものもあり、会議での活発な議論内容を区民参加・区民協働の取り組みに活かしている。さらに、各区域のまちづくりビジョン策定に向けた貴重な意見や提案をまとめ、これらの意見を参考に各区でのまちづくりビジョンの策定が進められている。
- ・南区では公募により区長を募集し、平成 18 年度から平成 20 年度まで任用した。
- ・市民の市政への理解を深めるため、行財政改革の取り組み実績（平成 14 年度～平成 20 年度：1,644 億円）を市ホームページで公表した。
- ・平成 22 年度に実施した「みんなの審査会(新さかい)」では、市民が審査員として評価に参画した。

- ・平成 20 年 2 月に住民票や戸籍に関する自動交付機を堺区に設置し、平成 21 年 2 月には他の全区に設置した。このことにより、平日の時間外や土、日曜日・祝日でも証明書の交付が可能になり市民にとって利便性が向上した。
- ・政令指定都市移行に伴い、市内 7 区役所を設置し、日常生活や地域に密着した行政サービス機能の強化や、区民の地域のまちづくり活動への支援等を進めてきた。

(主な指標)

項目	現状	目標	実績
社会参加活動に参加した市民の割合	72.0% (1998 年 8 月)	80%	74.8%* ¹ (2010 年 4 月)
堺市に所在する N P O 法人数	6 法人 (2000 年 4 月)	50 法人	214 法人* ² (2010 年 10 月)
行政計画策定にあたって公聴会などを実施した割合	-	100%	68.9%* ³ (2009 年度)
広聴活動を通じて収集した市民の意見や提案の件数	約 1,100 件 (1999 年度)	2,000 件	約 3,000 件 (2009 年度)

*1 平成 22 年度市民意識調査において、「防災活動」「地域での子どもの見守りやパトロール」「地域の会合や活動」「国際協力・国際貢献の活動」を行っていると感じた延べ人数の割合

*2 堺市内に主たる事務所を置く法人数

*3 附属機関と懇話会の公開率

◆ 評価

- ・「堺市区民まちづくり基金」を活用した事業は、平成 18 年度 52 事業から、平成 21 年度には 106 事業に増加しており、多様な区民ニーズを反映したまちづくり、区民との協働による区域の特性を活かしたまちづくりが、着実に進められてきている。
- ・「市民自主事業助成制度」を活用した事業数は増加しており、市民のまちづくり活動が活性化されているものの、各区によって差が見られる。
- ・市民参加ガイドラインの活用により、市民参加手法を用いた取り組みを充実することが求められている。
- ・これまで行政が提供してきたサービスや情報の電子化により、市民の利便性の向上を図ることができた。

- ・自動交付機で発行する各種証明書が全証明書発行件数に占める割合は、全区設置された平成 21 年 3 月末時点の 1.2%から平成 22 年 3 月末現在で 14.5%と上昇している。
- ・政令市移行による区役所設置に伴い、身近な行政の推進が図られたものの、行政サービス機能の強化や、区民の地域のまちづくり活動への支援等について、さらに取り組んでいく必要がある。

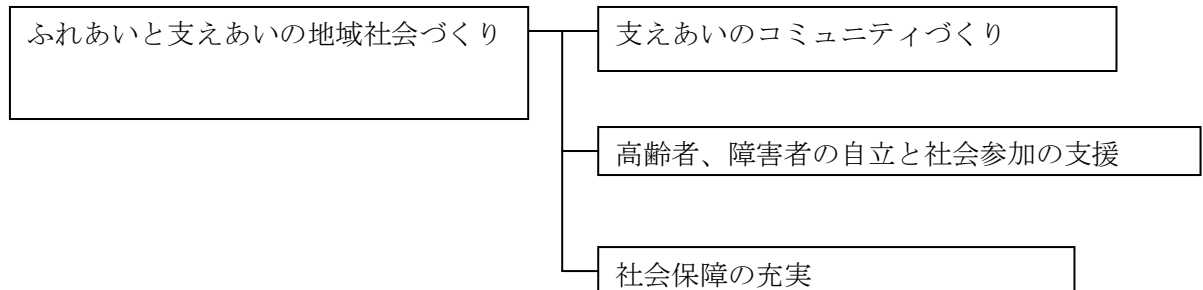
◆今後の課題

- ・区単位だけではなく、さらに日常のコミュニティに近い校区単位の活動の活性化を図っていく必要がある。
- ・行政との役割分担を見直し、「新しい公共」の考え方に沿って、多様な主体による公的サービスを展開していく必要がある。
- ・これまでの協働のまちづくり活動を継続的かつ活発なものにするため、積極的にPRすることなどにより活動の輪を広げていくことが必要である。
- ・市民参加・協働を円滑に進めるため、職員の意識改革に取り組み、職員の役割についての理解を深めていく必要がある。
- ・事業計画段階での市民の参画を進めるしくみについて、より一層の充実を図る必要がある。
- ・インターネット等を活用し、市民への分かりやすい情報提供を進めるとともに、市民の利便性のさらなる向上に向け、対象業務の拡充など、電子市役所を一層推進していくことが必要である。
- ・さらなる市民サービスの向上を目指し、区役所の組織権限や財源などの機能強化や組織体制の整備など区役所のあり方について引き続き検討していく必要がある。

2.健やかにくらすやすらぎのまちづくり

－第1章－

〔施策体系〕



◆計画に掲載されている項目

(1)支えあいのコミュニティづくり

- ①市民参加による地域福祉の推進
- ②福祉ボランティア活動の基盤づくり
- ③地域福祉を担う民間団体などとの連携

(2)高齢者、障害者の自立と社会参加の支援

- ①高齢者、障害者の自立支援
- ②高齢者、障害者の社会参加の支援
- ③バリアのないまちづくり
- ④福祉サービス利用者保護のしくみづくり

(3)社会保障の充実

- ①生活保障と自立支援
- ②社会保険制度の充実

◆主な取り組みと成果

(1) 支えあいのコミュニティづくり

- ・ 校区福祉委員会が運営する情報・交流・相談窓口「ボランティアビューロー」は、平成 18 年度から 5 年間で 74 校区に設置されている。
- ・ 社会福祉協議会区事務所については、平成 19 年 4 月全区に設置完了した。
- ・ 校区福祉委員会によるひとり暮らし高齢者等への見守り・訪問活動である「お元気ですか訪問活動」は、平成 20 年 12 月にはじまり、現在まで 63 校区で実施されている。
- ・ 校区福祉委員会による個別援助活動やグループ援助活動等の「小地域ネットワーク活動」は、全校区で実施されている。

(2) 高齢者、障害者の自立と社会参加の支援

- ・ 平成 16 年からおでかけ応援バスを試行実施し、平成 18 年 6 月から本格実施。年間利用者数、おでかけカード発行枚数ともに年々増加している。
- ・ 平成 18 年度にひきこもりや発達障害の相談窓口を設置したが、市民に対する認知度も次第に高まり、相談件数も年々増加している。
- ・ 65 歳以上の要介護認定となる可能性のある方を対象に、生活機能の維持・向上の教室を開催している。
- ・ 特定高齢者（65 歳以上で近い将来に要支援・要介護になる可能性のある人）を対象に訪問を行い、必要な相談及び指導を行った。
- ・ 健康福祉プラザの整備については、関係団体や有識者等による懇話会などの検討を経て、平成 22 年 3 月に「健康福祉プラザ管理運営計画書」を策定し、同年 3 月、設置条例を制定した。
- ・ 施設入所者等の地域生活への移行の促進だけでなく、現行の国事業を補完し、重度障害者や就労している障害者の地域生活支援のための付加機能を持ったグループホーム等の整備を進める観点で、これまでの「さかい型多機能グループホーム設置事業」の修正・見直しを行った。
- ・ 平成 18 年度に、障害者の自立と社会参加をすすめるために、医師・ケースワーカーなどが専門的な立場から相談を受けたり、必要に応じて医学的、心理学的及び職能的判定を行う障害者更生相談所を開所した。

(3) 社会保障の充実

- ・ 厚生労働省では、平成 17 年度から、生活保護受給者に対して、就労支援を中心とした自立支援プログラムの策定・実施を取り入れているが、堺市ではこれに先駆けて、平成 15 年度から被保護者就労促進事業を実施している。また、診療報酬明細書等点検実施事業や年金等受給点検充実事業等、各種生活保護適正化事業を実施し、生活保護の適正実施に努めている。

(主な指標)

項目	現状	目標	実績
ボランティアビューローの会員数	3,820人 (2000年4月)	10,000人	10,574人*1 (2010年3月末)
小地域ネットワーク活動への延べ参加者数	約46,000人 (1999年度)	128,000人	563,989人 (2010年3月末)
精神保健福祉ボランティア数	50人 (2000年4月)	200人	69人*2 (2007年度)
65歳以上の高齢者のうち要介護者の割合	12.7% (2000年4月)	現状以下	19.8% (2009年度)
障害者就労訓練の修了者数	85人 (2000年4月)	300人	376人*3 (2010年10月)
全老人クラブのうち友愛訪問活動を実施している老人クラブの割合	76% (2000年4月)	100%	—*4
屋内の段差を解消している住宅の割合	6% (1998年10月)	20%以上	11% (2003年10月)
介護が必要となったとき、自宅で保健福祉サービスの利用を希望すると答えた人の割合	15.1% (1999年3月)	80%	32.5%*5 (2007年)
ホームヘルプサービスの供給量	14,656回/週 (2000年度推計)	50,000回/週	40,924回/週*6 (2009年度)

*1 堺市社会福祉協議会のボランティア登録数

*2 精神保健福祉ボランティア養成講座受講者数

*3 市単独事業として実施してきた自立訓練事業における訓練の修了者数を記載していたが、同事業は廃止。類似の事業として、障害者自立支援法の施行により、就労支援等事業が障害福祉サービスとして創設されたため、現行制度の市内の就労移行支援事業の利用定員数を記載

*4 平成17年度補助金廃止のため実績なし

*5 2007年高齢者等保健福祉実態調査において「介護が必要となったとき、自宅で介護保険サービスの利用を希望する」と答えた人の割合

*6 要支援を除く

◆評価

- ・校区福祉委員会が運営する情報・交流・相談窓口である「ボランティアビューロー」は、「いつでも気軽に立ち寄り交流できる」、「地域生活に必要な情報を得ることができる」、「悩みや困りごとなどちょっとした相談ができる」といった気軽に立ち寄れる地域の間として定着してきており、ビューローの間を利用した住民の交流や地域の活動者同士の情報交換も進んできている。
- ・生活機能の維持・向上の教室では、特定高齢者（65歳以上で近い将来に要支援・要介護になる可能性のある人）から一般高齢者への改善が図られ、要介護認定になりにくいといった効果がある。
- ・障害者更生相談所を開所以来、身体障害者及び知的障害者に関する専門的相談・判定について、大阪府との基準の整合性を図りながら適正かつ円滑な事業が図られている。
- ・保健センターの支援により、各地域において、市民が主体となって運動や介護予防のための自主的な活動をするグループが順調に増えている。この取り組みにより個人の体力向上がみられるだけでなく、外出回数も増加している。

◆今後の課題

- ・地域福祉を担う人材の高齢化や固定化がすすんでおり、人材の育成と地域活動へのつなぎ機能の強化が必要である。
- ・ボランティア活動拠点については、校区間の情報提供も行いながら、活動の活性化と実施校区の増加を図るとともに、それぞれの校区の実情に合わせた支援を行っていくことが必要である。
- ・各区の社会福祉協議会事務所を拠点として、地域のつながりづくりや、専門機関等との連携など、地域福祉活動の一層の活性化を図っていくことが必要である。
- ・独居の高齢者など、支援を必要としている高齢者が増加しており、地域全体で支えていく福祉のしくみづくりを進めていくことが必要となっている。
- ・介護者の高齢化などにより、在宅での介護が困難な障害者が増加しており、障害者が地域で自立した生活を送るための体制整備を進めていくことが必要である。
- ・施設や財源の制約から、社会保障制度上の施策だけでは限界があり、地域との役割分担を進め、より効果的な取り組みを進める必要がある。